

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の 期限延長について

【内閣府・内閣官房・経済産業省・国土交通省・総務省・文部科学省・農林水産省】

提案・要望の内容

平成22年度末に失効する原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法を期限延長すること。

併せて、「振興計画」事業の着実な実施を図るため、必要な財源を確保すること。

【現状と課題】

- 島根県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（事業期間：平成14年度～22年度）には、県及び松江市（旧鹿島町・旧松江市・旧島根町）合わせて86事業（当初計画総額1,135億円）が定められている。
- この計画の進捗率は19年度末見込で約45%と、法の失効する22年度末までの事業完了は困難な見通しとなっており、このままでは法制定の目的が達成されない恐れがあることから、法の期限を延長する必要がある。
- 県、松江市とも計画の進捗に鋭意努めてきたが、地方財政の厳しさが増す中、法期限内の計画完了は困難である。

【本県の取組状況・方針】

振興計画進捗状況（国直轄事業を除く）		単位：百万円
総事業費（H19年度末現在）		146,886
	H18末累計事業費	53,327
	進捗率	36.3%
	H19末累計事業費（見込）	66,854
	進捗率	45.5%

【提案要望の効果】

- 原発立地地域の総合的かつ広域的な整備が図られる。